

# 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

## 平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は**1割のまま変わりません**

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

- ・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。
- ・しかしながら、既に70歳を迎えている方は、平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

### 対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方  
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

### ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。  
(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

- ・詳細は、市町村担当課・国保組合へお問い合わせください。